事業評価書 (事前)

平成19年8月

<u>評価対象(事業名) 小規模事業場に従事する労働者に対する面接指導専用窓口の開設</u> 主管部局・課室 労働基準局安全衛生部労働衛生課 関係部局・課室 -
関連する政策体系
基本目標 Ⅲ 労働者が安心して快適に働くことができる環境を整備すること
施策目標 2 安全・安心な職場づくりを推進すること
施策目標 2-1 労働者の安全と健康が確保され、労働者が安心して 働くことができる職場づくりを推進すること
─ 個別目標 1 安全対策の推進を図ること
─ 個別目標 2 労働衛生対策の推進を図ること
─ 個別目標3 事業場における安全衛生管理対策の強化を図ること
_ 個別目標 4 労働者が安心して働くことができる労働環境を整備することとができる労働環境を整備することとができる労働環境を整備することを
─ 個別目標 5 働き方の見直しによる長時間労働を是正すること

現状・問題分析とその改善方策(事業実施の必要性)

(1) 現状・問題分析 過重労働による脳・心臓疾患は増加を続けており、平成18年度には過去最高となる 355件が労災認定されている。

過重労働による健康障害を防止するため、労働安全衛生法の改正により、平成18年 4月から労働者数50人以上の事業場に対し、長時間労働により疲労の蓄積が認められ る労働者を対象に、医師による面接指導の実施等が義務付けられている。平成20年4 セイフティネットの整備が必要となる。

(2) 改善対策

現在、全国に347カ所ある地域産業保健センターにおいては、小規模事業場の事業

現住、全国に347別別のる地域産業保健センダーにおいては、小規模事業場の事業者等を対象とした労働者の健康管理についての相談窓口を設けているが、この事業はより有効な健康管理を自主的に行おうとする事業者等を対象とするものであり、その事業趣旨及び実績に照らして継続することが適当である。 これとは別に、上記のような労働者に対しても医師による面接指導の適確な実施を確保するため、現状において自らによる実施が困難な小規模事業場からの求めに応じ、当該の第4月的なり地域充満保健ないないになりによる。 20年4月から地域産業保健センターにおいて新たに行う

現状・問題分析に関連する指標

	H 1 4	H 1 5	H 1 6	H 1 7	H 1 8
1 脳血管疾患及び虚血性心疾	819	742	816	869	938
■ 患等の労災補償状況	(317)	(314)	(294)	(330)	(355)

- (調査名・資料出所、備考) ・指標1は、厚生労働省の「脳・心臓疾患に係る労災補償状況」による。 ・上段は労災申請件数、下段括弧書きは労災認定件数である。

2. 事業の内容 <u>(1) 事業の実施主体</u>

実施主体: 国、厚生局、労働局(監督署、安定所、均等室)、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人

(2) 事業の内容(概要) <u>新規・一部新規</u>
地域産業保健センターに、医師による労働者に対する面接指導のための専用相談窓口 を開設し、小規模事業場の求めに応じ、面接指導の実施及び過重労働による健康障害防 止のための労働者の健康管理に係る必要な指導を行う。

(3) 予算

一般会計・厚生保険特会・労働保険特会					
予算額(単位:百万円)	H 1 6	H 1 7	H 1 8	H 1 9	H 2 0
	_		_	_	108
※「H20」については予算概算要求額					

事業の目標・達成時期

<u>事業の目標</u> 小規模事業場の労働者が、希望に応じて適確に必要な面接指導等が受けられる環境の

政策効果が発現する時期 目標達成時期 実施以降、随時効果の発現が見込まれる。

4. 評価指標

アウトカム指標	本事業と指標の関連についての説明
1 脳・心臓疾患の労災認定件	医師による労働者に対する面接指導等長時間労働者の
数(単位:件)	健康管理の適確な実施により、過重労働による健康障
	害の防止の効果を評価するもの
(調査名・資料出所、備考)	
・指標1は、厚生労働省の「脳	・心臓疾患に係る労災補償状況」による。
アウトプット指標	本事業と指標の関連についての説明
1 地域産業保健センターにお	当該事業の利用者を計上することで得られる指標。
ける面接指導の利用者数	
(単位:人)	
(調査名・資料出所、備考)	
七年174 14十分は日からの	地址立光にはよいた。 古光中地が出たまたて

■・指標1は、地方労働局からの地域産業保健センター事業実施報告書による。

5. 評価 (1) 必要性の評価

行政関与の必要性の有無(主に官民の役割分担の観点から) 有 無 その他 (理由) 産業医の選任義務のない小規模事業場においては、産業医の選任義務が無い上に、 政基盤が脆弱であるため、適確な取組が期待しにくいことから、行政が関与して面接指導専用窓口を開設する等の支援が必要となる。 国で行う必要性の有無(主に国と地方の役割分担の観点から) | 有 無 その他 (理由) 全国どの地域においても、一定程度のサービスの水準を確保するため、国が当該事業 を取り組む必要がある 民営化や外部委託の可否 브 (理由) 地域産業保健センター事業については、公募により民間事業者に委託し実施し他の類似事業(他省庁分を含む)がある場合の重複の有無 有(有の場合の整理の考え方) ている

(2) 有効性の評価

<u>政策効果が発現する経路(投入→活動→結果→成果)</u> 地域産業保健センターに面接指導窓口の設置→小規模事業場の労働者に対する医師に よる面接指導等健康管理の実施→長時間労働者の健康状況の改善→過重労働による健康 障害の減少

事業の有効性

産業医の選任義務の無い小規模事業場の労働者に対しても、医師による面接指導等健 康管理の適確な実施が図られることが期待され、より多くの労働者の健康が確保される と評価できる

(3) 効率性の評価

現在、全国347か所に設置されている地域産業保健センターに窓口を設けることにり、事業の周知、事業場の把握等について効率的な実施が図られるものと評価できる。 トり

- その他(上記の他、公平性及び優先性等、評価すべき視点がある場合に記入)
- 政策等への反映の方向性

評価結果を踏まえ 平成20年度予算概算要求において所要の予算を要求する

①国会による決議等の状況(警告決議、 附带決議等)

第163回特別国会において、面接指導制度等を盛り込んだ労働安全衛生法等の一部を改正する法律案が可決成立したが、過重労働・メンタルヘルス対策に関し、地域産業保健センターの機能と活動の強化等について附帯決議がなされた。

- ②各種政府決定との関係及び遵守状況
 - なし。
- ③総務省による行政評価・監視及び認定関連活動等の状況 なし
- ④会計検査院による指摘 なし
- ⑤学識経験を有する者の知見の活用に関する事項